

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和6年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 185,213 千円
 うち社会保障財源分 107,963 千円

(歳出) 277,485 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	33,251	6,593		200	26,458	消費税交付金 (社会保障財源化分) 18,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	213,005				213,005	65,963
保健衛生	定期予防接種委託料	31,229	140		6,600	24,489	24,000
合計		277,485	6,733		6,800	263,952	107,963